

レベル	授業	学生の入構・学内施設利用	課外活動	県外移動	研究・大学運営・学外者の入構
0 通常	通常どおり	通常どおり	通常どおり		通常どおり
1 一部制限	感染予防・拡大防止措置※2のうえ、面接授業(講義科目/演習/実習)・学外授業を実施する。 遠隔授業を活用する。 *面接授業実施にあたっては、通学時の感染防止に最大限配慮する。	感染予防・拡大防止措置※2のうえ、指定施設について利用可 ①遠隔授業受講:座席指定 ②学生ホール:使用可能座席の指定、正対しての着席禁止、会話時のマスク着用 学内での食事可	感染予防・拡大防止措置※2をし、事前許可を得たうえ活動可(学外活動を含む) ただし、会食(大人数、長時間、3密を回避できない所)は自粛。	員 の 業 務 上 の 移 動 は 個 別 に 判 断 す る (県 外 移 動 に つ い て は 、 群 馬 県 の ガ イ ド ラ イ ン に 従 う (通 勤 ・ 通 学 、 教 職	自宅での研究活動可。 感染予防・拡大防止措置※2のうえ、通常どおり。 群馬県から他都道府県との往来自粛が出されている場合、来訪の可否は県の方針に準じる。
2 緩和	遠隔授業主体で実施する。 感染予防・拡大防止措置※2のうえ、一部の科目について面接授業を実施	授業・許可を受けた課外活動等以外の、用事のな いときの登学を控える。 学内施設の利用方法は、レベル「1」と同じ。 *学内滞在は最短時間	原則として対面での活動停止。 ただし、特に必要な場合、教職員・指導者の監督のもとに認める場合がある(事前許可要)。会食(話しながらの食事)は禁止。		時差出勤・テレワークの積極的活用 対面での会議は少人数(10人程度)に限り、オンライン会議を原則とする。 来訪者は、本学の業務遂行に必要な場合に限り認める(郵便物の配達等以外は、事前許可要)。
3 制限	原則として遠隔授業 ゼミのみ、実施方法の制限・滞留学生数の調整等を行っ たうえ実施可能	感染予防・拡大防止措置※2のうえ、面接授業受講以外は、指定施設について特定の目的(遠隔授業の学内受講/図書の借出し・返却/キャリアセンター資料閲覧 等)のみ利用可(事前許可制) *図書館・キャリアセンター以外の用件の場合は、ゼミ担当教員を通じて事前許可 *学内滞在は最短時間	対面での活動停止		事務機能維持のための最小限の人員以外は出勤停止。 原則としてオンライン会議 電話は自動応答とし、メール対応のみ。 学内者を含め入構は事前許可要。
4 閉鎖	遠隔授業のみ 大学施設は閉鎖	登学禁止 大学施設は閉鎖	対面での活動停止		大学施設管理・緊急事態対応に必要な最小限の人員のみ出勤可。 電話は自動応答とし、メール対応のみ。 施設管理・緊急事態等対応者以外入構不可。

※1 この基準表は、群馬県の「社会経済活動再開のガイドライン」の「警戒度」をもとに作成したものです。今後の状況に応じて随時見直しを行い、変更する場合があります。

活動制限レベルは、群馬県の「警戒度」、本学の学生・教職員の状況等を勘案して決定します。

※2 感染予防・拡大防止措置:

レベル1・2:登学前の検温(毎朝)、マスク着用(夏季は熱中症に注意)、校舎入館時の手指消毒、頻繁な手洗い・うがい、室内換気、使用した座席・PC等の消毒、使用可能座席の指定、

対面着席禁止、人との距離をおく(できれば2m、最低でも1m)、滞留時間短縮要請(必要に応じて授業時の登学時間の指定、目的施設以外への立寄り自粛等)

レベル3:閉門。特別の許可のある学生・教職員の業務上の来訪のみ個別対応。門での検温・体調チェック等必要に応じて実施。